

府中市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第68号

府中市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費等の支給に関する規則の一部を改正する規則

府中市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費等の支給に関する規則（平成29年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(高額介護予防サービス費相当費の支給の申請) 第13条 高額介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、当該居宅要支援被保険者等の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号を記載した <u>申請書</u> を市長に提出しなければならない。	(高額介護予防サービス費相当費の支給の申請) 第13条 高額介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、当該居宅要支援被保険者等の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号を記載した <u>高額介護予防サービス費相当費支給申請書（第1号様式）</u> を市長に提出しなければならない。
2 省略 (高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給の申請)	2 省略 (高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給の申請)

第15条 高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省 略

2～3 省 略

第15条 高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、次に掲げる事項を記載した高額医療合算介護予防サービス費相当費支給申請書（第2号様式）を、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省 略

2～3 省 略

第1号様式及び第2号様式を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費等の支給に関する規則の規定は、令和7年1月25日から適用する。